

第二、弁護士報酬に関するQ&A

一、報酬説明書と見積書の違い、報酬の説明義務の内容

Q1 報酬会規七条四項の弁護士報酬説明書は、見積書と同じようなものか、違うとすればどう違うのか。

A この制度は新設のものであり、説明書のひな形を日弁連及び東京弁護士会で作成している。東京弁護士会が作成したひな形が本誌末尾に掲載されているので、参考にされたい。

報酬会規七条四項が委任契約書を作成した場合は、報酬説明書の交付義務が存在しないと規定していることにてらして、報酬説明書は、委任契約が成立した後に、その交付義務があるものと解される。従って、報酬説明書は、依頼者となろうとする者や依頼者になる見込みのある者に対して交付義務を負うものではなく、その点で、見積書とは異なるものである。

これに対し、報酬会規七条一項の口頭による報酬の説明義務は、あらかじめという規定の仕方にてらして、依頼者となろうとする者に、委任を受けようとする段階で十分に説明することを規定しているものと解される。

報酬説明書には、委任契約書の記載事項に準じて次の内容を記載する必要がある。

1、事件等の表示、受任の範囲

2、報酬等の種類及び金額

3、報酬等の算出方法

4、報酬等の支払時期

5、実費等の負担と預り金等に関する事項

また、東京弁護士会では委任契約書のひな型も作成しており、同じく本誌末尾に掲載されているので、参考とされたい。

なお、東京弁護士会では、報酬会規と報酬説明書及び委任契約書のひな形をフロッピーディスクにして販売（一、〇〇〇円）しているので活用されたい。

Q2 報酬会規七条一項に弁護士報酬等の説明義務が規定されているが、その時期と説明の具体的な程度についてご教示下さい。

また、同条四項の報酬説明書は、申し出があれば依頼を受ける前にも交付する必要があるか。そして、報酬説明書ほどの程度具体的に記載することが必要か。

A 報酬会規七条一項の説明とは口頭の説明であり、その説明の時期は、弁護士が依頼者から事件等を受任するときまでである。説明の程度は、同条三項の委任契約書の記載内容と同様の、受任の範囲、弁護士報酬等の額、支払の時期及び同条四項の報酬説明書に記載すべき算出方法等の事項である。

報酬会規七条四項の報酬説明書を交付することが義務づけられる時期は、前記Q1のとおり

受任後である。受任前には交付する義務は無い。その内容は、Q1記載のとおりである。

二、旧会規を適用すべきか、新会規を適用すべきか

Q3 平成八年三月三十一日以前に民事事件の一審を旧報酬会規に基づく着手金で受任し勝訴したところ上訴があり、平成八年四月一日以降、上級審を引き続き受任する場合の着手金、報酬金の額は、新旧どちらの会規が適用になるのか。

A 同一弁護士が、民事事件の上訴審を引き続き受任した場合について、依頼者と特別な取決めをしていない場合は、報酬金は最終審の報酬金のみを受けるとされている（旧会規三条二項、新会規五条一項）。従って、報酬金を受領していない場合、報酬金は最終審の報酬金のみを受けるとなる。

今回の改正では、着手金の標準を従前より減額し、報酬金の標準を従前より増額している。着手金が旧会規により算定されているのに報酬金が新会規によるということは合理性がない。従って、引き続き受任の場合は、附則二項の現に処理中の事件として、旧会規の適用があるものとして、着手金も報酬金も旧会規により算定するものと解すべきである。

平成八年四月一日以降、上級審から新たに受任した場合は、もちろん、新会規により着手金、報酬金を算定すべきである。

また、平成八年三月三十一日以前から係属中の事件について、平成八年四月一日以降、請求の

拡張をしたという場合、同じく係属中の事件について反訴の提起をし、本訴とは別個に、弁護士報酬を算定すべきものと考えられる場合等は、正に現に処理中の事件であるから旧会規により算定すべきである。

三、報酬会規が定める標準額の意味、時間制との併用の可否

Q 4 契約により報酬会規に定められた標準以外の報酬を定めることは可能か。

A 会規は標準を定めるものであるから、会員が契約により報酬を定める場合、会規を標準として定めるべきであり、契約によって標準以外の報酬を定めることは許されない。

ただし、会規の定めは標準であるから、会規一七条二項のように会規自体に増減の規定がある場合のもとより、初回市民法律相談料のように会規自体は一定額を定めているものであり事実上その額が定着すると考えられる規定であっても、あくまでも標準であるから、その額の一割増し等、報酬会規を標準として定めたと考えられる程度の範囲内の額であれば、会規に違反するとはいえないと考えられる。

Q 5 事件を受任する際に、着手金を合意するとともに、事件処理見込時間（着手金の額を一時間当たりの単価で除して得た時間数）を設定し、これを超える所要時間を要する場合には、超過時間について時間制を併用して時間制による弁護士報酬を申し受け、解決時の報酬金について

て規定報酬金から既に受領した時間制による弁護士報酬を控除して算定する旨の定めをすることは可能か。

A 報酬会規三九条一項は、報酬会規「第二章ないし第四章及び第七章の規定によらないで、一時間あたりの適正妥当な委任事務処理単価にその処理に要した時間（移動に要する時間を含む。）を乗じた額を、弁護士報酬として受けることができる。」と規定するが、これは時間制による弁護士報酬が着手金、報酬金、手数料、日当等に代わるものであり、両者を併用することは許されないという趣旨である。特に時間制の場合、委任処理時間と結果とは関係がないのであるから、報酬金を併せて受領することはできない。

従って、質問のように、着手金でスタートし、途中から時間制に移行し、最後は報酬金に戻るといような約束は、会規に違反するものである。

ただし、着手金の算定に当たり、報酬会規一七条二項により三〇%の増額の範囲内の金額を決定し、事件の着手に当りそのうちの一定の金額を支払い、一定の期間経過後も事件が進行している場合には残額を支払う、一定期間内に事件が終了した場合には残りの着手金は請求しない、という約定であれば、着手金の金額の決定及び報酬会規八条一項に基づく支払時期についての合意ということの有効であり、事件解決後に報酬金を支払うとの合意ももちろん有効である。

なお、報酬会規九条によれば、事件が当初の見込みよりも著しく長期にわたったときには増

額できることになっているが、著しく長期ということであり、予想より長い場合の全てが該当するものではない。

ちなみに、時間制の場合、報酬会規三九条四項により依頼者から予め相当額を預かり、これにより時間制による弁護士報酬を精算し、不足となった場合に、追加で精算することは差し支えない。従って、時間制をとり、予め預かる金額として着手金の標準相当額にすること、これに相当する時間が経過した場合追加を受領するとの約定は、もちろん会規には違反しないが、報酬金は受領できないものである。

四、弁護士報酬の着手金、報酬金、手数料制と時間制との区別

Q 6 契約書の作成などを時間制で処理する場合は結構多いが、この場合における「時間制報酬」は、「契約書の出来不出来はある」が、三条二項の「報酬金」のごとき、「委任事務処理の結果に成功不成功」は通常存しない。従って「時間制報酬」と称することなく「時間制手数料」と称しても差し支えないか。

A 弁護士報酬とは、報酬会規三条一項に規定するとおり、法律相談料、書面による鑑定料、着手金、報酬金、手数料、顧問料、日当を総称するものである。「弁護士報酬」は「報酬金」を含む総称であり、両者は言葉は似ているが、あくまでも別個の用語である。

報酬会規三九条は、弁護士報酬のうち顧問料を除くものについて、「時間制」で受けること

が出来ると規定しているのであって、「時間制報酬」とは表現していない。実態に照らして名付けるならば「時間制報酬」でも誤りではないが、しいて言うなら「時間制弁護士報酬」というのが正しいのである。

仮に、「時間制報酬」という用語を用いたとしても、これは「報酬金」とは別個の概念であるし、そもそも、時間制では「報酬金」は予定されていないことは後述の通りである。

契約書の作成に対する弁護士報酬は、報酬会規三八条所定の手数料であり、報酬金ではない。報酬会規三条は手数料を「原則として一回程度の手続又は委任事務処理で終了する事件等についての委任事務処理の対価をいう」と定義している。

時間制の場合は、手数料という弁護士報酬の代わりに、単位時間当たりの委任事務処理単価により算定することとなるのである。

ちなみに、訴訟事件等についての時間制は、着手金、報酬金という弁護士報酬の代わりに、単位時間当たりの委任事務処理単価により算定するものである。委任事務処理時間が問題で結果の如何は問うところではないから、時間制の場合は報酬金に相当するものは存在しないことになる。

また、「時間制手数料」という表現については、「時間制着手金」という表現が、報酬金を予定していないことにてらし不適切であるのと同様に、時間制は弁護士報酬の一種ではあるが、着手金・報酬金や手数料という弁護士報酬に代わるものであり、着手金・報酬金や手数料とは

算定の思想が異なるものであるということについて誤解を生ずるので避けるべきである。

契約書の作成事務について、時間制弁護士報酬により受任したという表現が適切であろう。

五、成功報酬のみの約定での受任は可能か

Q 7 一般に回収見込みのない場合、取れるか否か全く不明の場合などにおいて、依頼者が規定による金額では委任できないが、着手金ゼロ又は極めて少額（ただし実費は別途負担）、ただし、報酬金は回収額の五〇％を支払うといったときに、このような契約をすることは報酬会規上許されるか。

A 逐条解説の第八条の解説（三七頁以下）を参照されたい。

六、一般の法律相談と初回市民法律相談

Q 8 一般の法律相談料について、三〇分ごとに五、〇〇〇円以上二万五、〇〇〇円以下となっているが、一時間単位で一万円から三万円の範囲で法律相談料を受け取った場合、報酬会規違反になるか。

今回の改正で新設された初回市民法律相談とすべき具体的な範囲をご教示下さい。また、初回市民法律相談をやらないことは会規違反になるか。

A 質問の前段の一般の法律相談料については、報酬会規上は三〇分ごとに算定するのが原則で

ある。質問の場合、三〇分単位では五、〇〇〇円から一万五、〇〇〇円の範囲であるから、三〇分単位にすれば金額的には報酬会規に抵触することはない。

また、報酬会規三十九条の時間制の定めにより、弁護士は依頼者との協議により一時間当たりの適正妥当な委任事務処理単価（一時間ごとに一万円以上）を受けられることができるとされているので、法律相談を時間制で行うものとすれば、会規違反になることはない。

ただし、通常の事件処理には時間制を採用していないにも拘わらず、法律相談料、ことに初回市民法律相談料の対象となる相談の取扱についてのみ、時間制を採用するということは、望ましくない。

次に質問の後段の初回市民法律相談とは、「事件単位で個人から受ける初めての法律相談であって、事業に関する相談を除くもの」をいい、報酬会規改正の主眼が一般市民の法的ニーズを広く受けとめる、ということであるので、事業以外の問題で個人から広く口頭または電話による相談を受けることであり、相談内容を事件単位で捉えて初めての法律相談である。従って、個人の初回の相談であっても、その個人が不動産賃貸等の事業を営んでいる場合、その事業に関する相談は、一般の法律相談である。

なお、初回市民法律相談を取り扱わないことは、報酬会規が報酬に関する標準を示すという性格からして、個々の会員に対して初回市民法律相談を行うことまで義務付けるものではないので、会規違反にはならない。

七、法律相談料の電話帳広告

Q 9 電話帳広告に法律相談料を「三〇分以内一〇、〇〇〇円」と掲載してきたが、今回の改正で法律相談料が初回市民法律相談料と一般法律相談料に分かれたが、電話帳広告の掲載内容を変更すべきか。

また、もし変更が必要だとすれば、具体的にどのような内容にすればよいか。

A 今後、初回市民法律相談を扱うのであれば、従前の法律相談料を「三〇分以内五、〇〇〇円」と表示しているときは問題なく、今後変更を要しない。しかし、質問のように初回市民法律相談を含む法律相談を一括して「三〇分以内一〇、〇〇〇円」と表示しているときは、報酬会規が報酬に関する標準を示すという性格からして、初回市民法律相談については、標準を大きく超えることとなり、変更すべきである。

内容を変更するときは、「初回市民法律相談料は三〇分ごとに五、〇〇〇円」「一般の法律相談料は三〇分ごとに一〇、〇〇〇円」と変更すべきである。この場合もちろん、一般の法律相談料の額は、五、〇〇〇円以上二万五、〇〇〇円以下の範囲内で定めることができる。

八、一時間五万円以上の法律相談料は報酬会規違反になるか

Q 10 法人からの事業に関する相談については、従前一時間五万円を超える金額を請求してきたことが少なくないと思われるが、報酬会規一条の一般法律相談料であれば、このような請求

をすることができないか。

A 法人の事業に関する法律相談であっても、一時間五万円を超える金額でないと妥当性を欠くケースは、一般にそれ程多くないと考えられる。

一時間五万円を超える金額を請求するような場合は、特殊複雑な事情が存在する法律関係調査に該当することが多いのではないかと思われる。その場合は、報酬会規三八条の法律関係調査の手数料として、基本で五万円以上二〇万円以下、特殊複雑な場合は、依頼者との協議により定める金額となっているので、法律関係調査として処理すればよい。

また、法律相談としての処理しか考えられない場合は、報酬会規一条の適用により標準額は三〇分五、〇〇〇円以上二万五、〇〇〇円以下であるが、その上限もまた標準であるから、一時間五万円を超えるからといって直ちに会規違反ということにはならない。しかし、標準を定めたというからには、限度が存在することも確かである。

従って、この場合は、報酬会規三九条に定める時間制により弁護士報酬を算定することを明示して、依頼者と時間制の単価を決定して、相談に応ずるものとすべきである。

なお、通常の事件処理には時間制を採用していないにも拘わらず、法律相談料、ことに初回市民法律相談料の対象となる相談の取扱についてのみ、時間制を採用するということは、望ましくないことはQ8のとおりである。

九、契約書や遺言書の定型、非定型の区別

Q 11 報酬会規三八条の契約書や遺言書の定型、非定型はどのように区別するのか。

A 先ず、契約書については、「市販の契約書を基本として少し書き換えただけで完成できる程度のもの」が定型、「弁護士が調査研究や創意工夫をして作成したもの」が非定型である。

従って、ある弁護士が調査研究や創意工夫の結果作成した書式をワープロの文書ファイルに保存してあり、同種の契約書について固有の事項を変更するのみで作成できるような場合、その弁護士にとっては定型的に処理できるとしても、報酬会規上は非定型の契約書である。

また、企業から今後定型的に利用する契約書の書式を、新たに作成することを依頼された場合、その契約書は非定型の契約書に当たることが多いと思われる。この契約書の手直しの場合も非定型の契約書の作成に当たることが多いと思われる。

報酬会規三八条は、非定型の中でも特殊複雑なものを更に例外としている。この特殊複雑なものとしては、渉外関係等に多いと思われるが、独禁法上の問題点等を検討した知的財産権に関する契約書等、国内の契約にも当然該当するものがあると思われる。

次に、遺言書の区分についても、契約書の区分が参考となるが「遺産の総額、種類、数量等が比較的少なく、かつ相続人の相続分だけを決めたり、相続人と相続財産との組み合わせを決めるだけ」であれば、定型に該当することが多いと思われる。

非定型の遺言書の例としては、第一順位の相続人の死亡の場合残された相続人や代襲相続人

にどのように相続させるかを定め、ついで第二順位の相続人への相続を定め、相続人が全員死亡した場合の遺贈を定める場合、遺贈に負担を付す場合、持戻しの免除の定めがある場合等は、非定型といえよう。

また、死期が近い者の遺言の場合、精神状態などについて後に争いが生じないよう、医師に立ち会いを求め精神状態などについての証明書を取得する等の配慮を要する場合も、非定型で更に特殊複雑な遺言書といって差し支えないと思われる。

いずれにせよ、受任に当っては、依頼者に対して、定型か非定型か更に特殊複雑な事情があるのか無いのか等について説明し、納得を得る必要があることはもちろんである。

一〇、顧問料について

Q12 当事務所では、一〇年以上前から顧問契約書に、月額顧問料、顧問事務の内容と同時に月間所要時間を定め、月間所要時間を超過する法律相談があった月については、超過時間一時間当たりの単価を乗じて得た金額をその月の顧問料増分として請求するが、報酬会規四〇条にはこれに対する配慮がないように思われるが、その関係はどうなっているのか。

A 報酬会規四〇条一項は、顧問料について月額最低金額を決めているだけで、顧問料の金額に応ずる顧問業務の範囲については、同条三項により依頼者と協議して決定することとされている。

従って、質問のように一定時間までの法律相談を顧問料の基本額に含まれるものとし、これを超えるものについて、時間単価を決めて、増額精算するものとする顧問契約はもちろん差し支えないものである。

時間単価が、一般の法律相談料の規定の範囲内であれば、これを追加したものとということになるし、これを超えるのであれば、その部分は時間制によったということになる。

一一、具体的事例に基づく報酬額の算定方法

1、貸金請求

Q 三〇〇万円の貸付金の回収の委任を受けたが、この場合の着手金や報酬金はどのように算定すればよいか。

A この種の事件では、弁護士が受ける弁護士報酬は、次のようなものが考えられる。

第一に、訴訟の着手金は、請求額である三〇〇万円が経済的利益であり、着手金の標準額は二四万円となる。

第二に、報酬金は、例えば二〇〇万円を回収した場合、二〇〇万円が経済的利益であるから、報酬金の標準額は三二万円である。この報酬金については、勝訴判決が確定した時点で、判決の認容額を基準にして計算するということも考えられるが、特別の事情のない限り、実際に回収できた金額を基準として算定するというような合意をしている例が多いと思われる。

第三に、本案前の保全処分としての仮差押の着手金は、訴訟の着手金の二分の一の金額一二万円となる。

最後に、強制執行の着手金ということになる。ちなみに、三〇〇万円の認容判決確定後に強制執行が必要なときには、訴訟の着手金の三分の一の金額の八万円となる。

2、貸金請求の被告の場合

Q 六〇〇万円の保証債務履行請求事件の被告となった保証人から委任を受けた場合の、着手金と報酬金はどのように算定すればよいか。

A 原告の請求額六〇〇万円が経済的利益となるので、着手金の標準額は三九万円である。ただし、仮に六〇〇万円の請求だとしても、一見して明らかに水増しした請求の場合には、明らかに水増しと思われる部分を控除した金額を経済的利益の額として、着手金を算定するのが妥当であろう。

訴訟が判決や和解によって、被告が二〇〇万円を支払うことで終了したとすると、四〇〇万円の減額に成功したことになるので、依頼者の経済的利益は四〇〇万円となる。この場合、報酬金の標準額は五八万円である。

3、交通事故の損害賠償請求

Q 交通事故の損害賠償請求の依頼を受けたが、依頼者が夫と数年前に離別して、幼稚園にいく子をかかえ、生活が大変だというような場合の着手金と報酬金はどのように決めたらいいか。

A 仮に、一、〇〇〇万円を請求するとすると、経済的利益の額は一、〇〇〇万円となり、訴訟事件の着手金標準額は五九万円である。ただし、依頼内容が訴訟ではなく示談交渉であれば、この金額を三分の二に減額することができる。それでも生活が苦しく支払いが困難なときは、報酬会規八条一項及び二項を適用して、着手金を減額し、その代わり報酬金を多く受けるという約束をすることができる。場合によっては、着手金の支払を免除することも可能である。

なお、損害賠償請求権の存否やその金額に争いが無い、簡易な自賠償保険の請求の場合の手数料は、報酬会規三八条二号で給付金額が一五〇万円以下の場合には三万円、給付金額が一五〇万円を超える場合は給付金額の二%となっている。

4、土地、建物の明渡請求

Q 次のような土地あるいは建物の明渡訴訟の、弁護士報酬の算定方法は。

ア、更地価格坪一〇〇万円の都内の下町の五〇坪の土地についての、借地人に対する建物収去

土地明渡請求訴訟

イ、右の土地上の建物についての、借家人に対する建物明渡請求訴訟

A ア、土地の明渡訴訟の着手金標準額は、報酬会規一四條六号により、賃貸借の対象となつて
いる土地の時価の二分の一の額を基準として算定することになる。ただし、借地権の時価
がこの基準額を超えるときは、借地権の時価に基づき算定する。質問の都内の下町の借地
権の価額は、通常土地の更地価格の七割とされているので、更地価格五、〇〇〇万円の七
割の三、五〇〇万円が経済的利益の額となり、着手金の標準額は一七四万円である。

イ、建物の明渡訴訟の着手金の標準額は、報酬会規一四條七号により、建物の時価の二分の
一の額に、その敷地の権利の価額の三分の一を加算した額が基準となる。建物の価額を一、
〇〇〇万円とすると、建物価額一、〇〇〇万円の二分の一に土地価額五、〇〇〇万円の三
分の一を加えた二一六六万円が経済的利益の額となるので、着手金の標準額は、一一七万
三、〇〇〇円となる。

なお、訴訟の前に土地や建物の占有移転禁止や処分禁止の仮処分を申立てる場合の着手
金は、これらの金額の二分の一の金額が標準額である。

5、賃料増額請求

Q 建物の賃料を、月五万円から月八万円に増額請求する場合の、着手金や報酬金の算定方法は。
A 賃料の増額を請求するには、先ず民事調停法二四條の二により調停を申立てる必要がある。

調停の場合の着手金の標準額は、増額分の七年分の額を経済的利益の額とみて、これを基準に

して算定する（報酬会規一四条四号）。

質問の場合、増額分三万円の七分分は二五二万円となり、着手金の標準額は二〇万一、六〇〇円である。調停が成立した後の報酬金は、最終的に決まった増加額によることになる。仮に七万円になったとすれば、増加額二万円の七分分、一六八万円が基準となり、報酬金の標準額は二六万八、八〇〇円となる。ただし調停の場合は、報酬会規一八条によりこの金額の三分の二に減額することができる。

調停でまとまらなかったときは、訴訟を提起することになる。引き続き同じ弁護士が受任する場合は訴訟事件の着手金の額は、調停の場合と同じ考え方で算定することになるが、報酬会規一八条三項により着手金の額は二分の一にしなければならない。報酬金は報酬会規一七条による。

なお、賃料増額交渉から受任し、交渉で解決した場合は、調停で解決した場合と同様である。

6、借地非訟事件

Q 借地権譲渡について地主の承諾に代わる許可の借地非訟の裁判の申立を受任することになった。借地権の額が八、〇〇〇万円の場合と四、〇〇〇万円の場合について、着手金と報酬金の計算方法を具体的にご教示下さい。

A 今回の報酬会規の改正により、借地非訟事件に関して特別規定が新設された。

借地人が借地権を譲渡する際に、地主の承諾に代わる許可の借地非訟の裁判の申立を受任する場合、報酬会規二四条一項で着手金は、借地権の額を基準として定めることになっており、借地権の額が五、〇〇〇万円以下の場合には三〇万円以上五〇万円以下の範囲内で依頼者と協議して取り決めることになる。また借地権の額が五、〇〇〇万円を超える場合は、前記の額に五、〇〇〇万円を超える部分の〇・五%を加算した額が標準額になる。

質問の場合について検討すると、借地権価格が八、〇〇〇万円の場合は（八、〇〇〇万円－五、〇〇〇万円）×〇・五%＝一五万円を加算した四五万円以上六五万円の範囲内で取り決めることになる。また借地権価格が四、〇〇〇万円の場合は三〇万円以上五〇万円の範囲内で取り決めることになる。

次に申立が認められ、地主の承諾に代わる許可が出されたときの報酬金は、報酬会規二四条二項により、借地権価格の二分の一を経済的利益の額として、通常の民事事件に当てはめて算定することになる。借地権価格が八、〇〇〇万円の場合は、八、〇〇〇万円×二分の一×六%＝一三八万円＝三七八万円となり、借地権価格が四、〇〇〇万円の場合は、四、〇〇〇万円×二分の一×一〇%＝一八万円＝二二八万円が標準額となる。

このように報酬金の標準額が着手金と比べて高額となるのは、今回の改正で着手金の料率を低くし、報酬金の料率を高くしたことによるものである。ただし、この報酬金は事案の複雑さ及び事件処理に要する手数の繁簡等を考慮して適正妥当な範囲で増減することができると定め

られている。

また、地主の介入権が認められたときは、地主からの給付額の二分の一を経済的利益の額として同様に算定することになる。

なお、調停や弁護士会にあっせん・仲裁を申立てる場合の着手金と報酬金は、前記の額の三分の二に減額することができ、また、示談交渉や調停、あっせん・仲裁から引き続き借地非訟事件を受任するときの着手金は、前記の額の二分の一の額となるので、注意が必要である。

7、境界紛争

Q 依頼者の隣地の所有者が、庭の一部をつぶしてアパートを建てることになり、土地を改めて測量したところ、依頼者の家の塀が隣の家の庭に五〇センチ程はみ出していると言出し、境界紛争になった。その紛争解決の委任を受けた場合の報酬はどのように算定すべきか。

A 境界に関する紛争の解決手段としては、民事調停や係争部分の所有権確認訴訟、境界確定訴訟等の手続きがある。

これらのうち先ず、境界に関する訴訟手続の着手金と報酬金の標準額は、報酬会規二三条一項（新設）により、四〇万円以上六〇万円以下の範囲内の額とされている。（今回の改正で、このように係争部分の土地の価額によるのではなく一定の範囲の金額を定めた理由については、前記九一頁参照）

ただし、係争部分の土地の時価を基準として、一般訴訟事件の基準によって算定した金額がこの金額以上になるときは、係争部分の土地の時価によって算定した金額となる（同条二項）。また、訴訟手続ではなく、境界に関する調停の申立て、弁護士会のあっせん・仲裁センターへの申立て、裁判外の示談交渉については、事件の内容によって右の金額の三分の二に減額することができる（同条三項）。

8、離婚

Q 離婚請求に関して、今回の改正で新設された特則についてご教示下さい。

A 離婚請求の場合、先ず家庭裁判所に離婚を求める夫婦関係調整の調停を申立てることになる。そして、調停で解決しない場合は、地方裁判所に離婚訴訟を提起することになる。

今回の改正で新設された報酬会規二二条一項により、離婚だけを請求する調停申立の着手金の標準額は、三〇万円以上五〇万円以下の範囲内の金額である。そして調停が成立した場合の報酬金の標準額は、着手金と同様に三〇万円以上五〇万円以下の範囲内で決めることになる。

調停が不調となり、離婚訴訟を提起するときは、訴訟事件としての着手金をあらためて請求することができる。しかし、このように同じ弁護士が引き続き受任する場合の着手金の額は、前記の着手金の額の二分の一の額となる（同条三項）。

ただし、離婚事件は必ず調停を経なければならないので、調停による解決を期待できない場

合であっても、形式的に調停を申立てることがある。このようなときは、最初から訴訟事件として受任したものと考えられるので、当初から離婚訴訟事件として受任することもありうる。

その場合の着手金の標準額は、四〇万円以上六〇万円以下の範囲内の金額となる（同条一項）。

また、離婚請求には、通常、離婚だけを請求するのでなく財産分与や慰謝料などの請求を伴うことが多い。この場合、着手金・報酬金の算定の基礎となる経済的利益の額は、財産分与や慰謝料などの請求額若しくは認容額を基準として算定した金額を、離婚だけを請求する場合の金額に加算した合計額となる（同条四項）。

例えば、財産分与として一、〇〇〇万円、慰謝料として五〇〇万円を請求する場合、経済的利益の額が一、五〇〇万円となるので、着手金の標準額八四万円が加算されることになる。そしてその請求が全額認容された場合は報酬金の標準額一六八万円が加算されることになる。

ただし、離婚事件については、このように算定された弁護士報酬も、同条五項で特別に「弁護士は、依頼者と協議のうえ、……依頼者の経済的資力、事案の複雑さ及び事件処理に要する手数の繁簡等を考慮し、適正妥当な範囲内で増減額することができる。」と定められている。

9、認知

Q 認知請求の被告事件の場合の弁護士報酬の算定は、どのようにすればよいか。

A 認知請求の経済的利益の額を算定することは不可能であるから、算定不能の場合にあたる。

このように経済的利益の額が算定不能な場合は、報酬会規一六条により経済的利益の額を八〇〇万円とみなすことになっている（報酬会規一六条一項）。

従って、着手金の標準額は四九万円となる。もし、依頼者である被告の主張が認められて勝訴し、認知請求が認められなかった場合は、報酬金の標準額は九八万円となる。

ただし、この着手金と報酬金の額は、事件等の難易、軽重、手数の繁簡及び依頼者の受ける利益等を考慮して適正妥当な範囲内で増減額することができる（報酬会規一六条二項）。

10、養育費の請求

Q 夫と離婚して依頼者が引き取った、現在一三歳と一五歳になる子供の一人分五万円という夫と口頭で約束していた養育費について、離婚した夫に対して請求をする場合の弁護士報酬はどのように算定すればよいか。

A 子供の養育費をいつまで請求できるかという問題はあるが、二〇歳になるまでとして、質問の場合は、一人は七年間、もう一人は五年間の請求ができることになる。そして、月々いくらかというような継続的給付債権の請求に関する弁護士報酬は、債権総額の一〇分の七の額を基準として算定する（報酬会規一四条三号）。

従って、一人については月五万円の七年分で四二〇万円、もう一人については月五万円の五年分の三〇〇万円、合計七二〇万円の一〇分の七の五〇四万円が経済的利益の額となり、着

手金の標準額は三四万二、〇〇〇円であり、また報酬金の標準額は、この内容で相手方と合意が成立したり、家事審判が出た場合は、六八万四、〇〇〇円となる。

ただし、これらの支払時期や方法については、将来債権であることから、現実の履行の確実性や依頼者の経済的資力等を考慮して、依頼者と協議する必要があるであろう。

いずれにしても、標準額から三〇%の増減ができること、示談折衝、調停の場合は三分の二まで減額できること、また着手金を抑えて報酬金のさい調整するという方法を考慮すべき場合が多いと思われる。

11、子の氏の変更

Q 離婚し子供を引き取った母親から、子の氏の変更の委任を受けた。この場合の弁護士報酬はどうなるか。

A 家庭裁判所に対する子の氏の変更許可を求める手続は、甲類に属する家事審判事件で、簡単に処理できるため、弁護士報酬は、簡易な家事審判事件として一〇万円以上二〇万円以下の手数料である（報酬会規三八条一号）。着手金や報酬金ではない。

12、遺産分割

Q 依頼者の父が亡くなり、遺産を弟が一人じめにしようとする気配があり、相続財産は全部で

一億八、〇〇〇万円位で、相続人は、依頼者と弟・妹の三人である。この遺産分割の弁護士報酬はどのように算定したらよいか。

A 相続人の間で話がまとまらず、弁護士に交渉を依頼する場合の多くは、分割の対象となる財産の範囲や相続分や各相続人の取得割合について争いがある。このような争いのある遺産分割の場合、弁護士報酬は、依頼者が主張する相続分の時価相当額の金額を基準として経済的利益の額を算定する（報酬会規一四条一三号）。

例えば、取得割合に争いがあるケースとしては、依頼者の弟が、父親の家業を継いでいて父親の財産の維持または増加について特別に寄与したとして、寄与分が最低五割はありと主張しているとか、依頼者が父親の生前に弟と違って、多額の贈与を受けていて特別受益が相当程度あるというような場合が考えられる。

このような場合、争いがある部分については、その全額を経済的利益の額として着手金と報酬金を算定し、争いの無い部分については、その三分の一の額を経済的利益の額として着手金と報酬金を算定することになる。

13、遺留分減殺請求

Q 依頼者の父親が時価一億円相当の全財産を後妻に相続させるといふ遺言書を残して亡くなった。相続人は依頼者と弟と後妻の三人である。前妻の長男である依頼者が、後妻に対して遺留

分を請求する場合、弁護士報酬はどのように算定すべきか。

A 依頼者は後妻に対して八分の一の遺留分を主張することができるので。依頼者は後妻に対して遺留分減殺請求をすることになる。この場合、先ず後妻と交渉して遺留分相当額一、二五〇万円の支払いを請求して、話し合いがつかなければ家庭裁判所に調停を申し立て、それでも解決しなければ地方裁判所に遺留分減殺請求訴訟を提起することになる。

これらの一連の手続を受任する場合、対象となる遺留分の時価相当額を基準として着手金の標準額を算定する。依頼者の請求する遺留分相当額は一、二五〇万円であるから、着手金の標準額は七一万五、〇〇〇円になる。また、依頼者の主張が訴訟段階で最終的に全部認められ一、二五〇万円相当の遺留分を取得した場合、報酬金は一四三万円となる。